

# ☆ 小野運送店だより ☆

## めぐみ

第37号 (発行日2014年3月1日)  
編集発行人 里吉正人  
株式会社 小野運送店  
〒140-0004  
東京都品川区南品川4-2-33  
TEL 03-3474-8778 FAX 03-3474-2838  
<http://www.ono-unso.co.jp>

### リサイクルと環境・法規制

標題は難しいのですが こういうことが2件ありました

1件目は 貝の粉と思われる純白の粉が300袋(6t)ほど処理して下さいという依頼がきました。搬出元に問い合わせると純然とした炭酸カルシウムだそうで、ほとんど完全な純白でした。これを産業廃棄物として処理しようとするので燃焼炉に入れた後(燃えないにもかかわらず)埋め立て処理をするほか方法がないのです。

あまりにももったいないので、どこか使えるところがないか調べて見たのですが、もともと貝の粉は胡粉といって、かつては白顔料のなかでは最上とされていて、今でも高級調度品には真っ白な胡粉が鼓や太鼓に装飾されています。

製法は狩野派の秘伝だったものです。基石も現在でも蛤が最上とされています。今ではこういったものが工業製品として大量に作れるようで、しかしただ捨てるには納得が行きません。大量に使うところはないかと考え、お城とか倉庫の壁塗りに使えないものかと思ったのですが、漆喰屋さん聞いてみたところにもべもなく断られてしまいました。それも道理で漆喰の製法を調べてみると、特定の産地からでる石灰岩を砕いて焼成して消石灰にしたものだという事です。

ただの炭酸カルシウムでは使いようがないわけで、どんな純正なものでもルートによっては箸にも棒にもかからないことになってしまうようです。排出元の方は、土質改良に畑にまいておられたようですが、私ども収集運搬業が手続きなくそういうところにもっていくと不法投棄になりかねません。産廃処理屋として力量が問われた1件でした

次の1件は、さるメディアから実験に使った海水を100Lほど処理してほしいという案件でした。海水は万物の元のようなのですが工業製品としてはNGです。セメントに塩素が混入すると固まらなくなり、炉に入れると燃焼炉が腐食します。当然下水に流すと不法投棄になります。一番良い方法は真水に薄めて海水に戻す方法なのですが、廃棄物処理法では海に投棄すると不法投棄になります。燃焼して埋立するとかえって有害物質が空気中に拡散されて、のこった塩を埋立するという最も危ない方法をとらざるを得ません。適正に処理したという証拠としてマニフェストの発行が必要なのではないでしょうか。巷の熱帯魚屋さんがそういう処理をしているとは到底思えません。どのように処理すればよいか考えあぐねた1件でした。

私が言いたいのは産業廃棄物処理法は「勝手に捨ててはいけません」という法律であって、こういう方法でリサイクルしなさいという指針を指導したものではありません。片手落ちではないかということです。

話はかわりますが、この間久しぶりに 菊之助の弁天小僧を歌舞伎座で観てきました。親父さん(菊五郎)とセリフも演り方も同じにもかかわらず受ける印象はかなり違いましたのでおもしろかったです。この劇の最後に青砥藤綱という人がとってつけたように出てきます。いつもは老齢なる大看板がすっぽんからよろよろでくるのでおかしかったものですが、今回は菊之助の二役でした この人が劇中16文の銭を川で失ったものを50文のたいまつを買い拾わせたという故事を披露します。交換価値しかないものをリサイクルするという事は現在では全くナンセンスと思いますが、これが当時の江戸の人達感覚で美学であったのでしょうか。この狂言は文久2年に書かれています。丁度生麦事件とか寺田屋騒動などがあつた年で文明開化前夜のころです。現在「おもてなし」と「もったいない」が世界共通語になりつつありますが廃棄物リサイクルにももっと必要な考え方であるような気がしてなりません。